

# 「子ども」と「子育て家庭」を 社会全体で応援する新しい仕組み を目指します。

## 《背景》

- 核家族化や高齢化の進展に伴い、地域のつながりが希薄になり、親が子育てをするときも、子どもが育つ上でも必要な、子ども同士や親以外のたくさんの人達との関わりが少なくなってきています。
- 都市部をはじめとして全国的に保育所に入れないたくさんの待機児童が存在し、一方で子どもが減ってきたことで、近くに保育所がなくなってしまうような地域もたくさんあります。(35都道府県、25,556人の待機児童)
- 日本は、先進国では子どもにかかる予算(対GDP比)の最も少ない国の一つです。  
(日本は対GDP比で約1%。子育て支援の充実したフランスやスウェーデンの1/3)

出産前

生まれてから

子ども・子育て新システムによる切れ目のない支援

小学校入学前

小学校入学後

### ■地域でいきいき子育て出来るようにします。

- ☆親子で相談や交流などができる地域の拠点を増やします。
- ☆多様なメニューから施設や支援を選べるようになります。

・地域子育て支援拠点 2012年度 7,555カ所 → 2017年度末 10,000カ所

### ■都市部を中心とした待機児童を解消します。

- ☆質を保ちながら、保育の量を増やします。  
(指定こども園を中心に、小規模保育や保育ママなど多様な保育を充実)
- ☆地域のニーズを踏まえ、市町村が計画的に整備します。

・3歳未満児の保育利用を充実 2012年 27%(86万人) → 2017年度末 44%(122万人)



### ■子どもが減り続けている地域の保育・子育て支援を支え続けます。

- ☆市町村が地域の状況を踏まえながら、こども園とともに、小規模保育や保育ママなども活用して、引き続き、保育、子育て支援を提供できるようにします。

### ■質の高い幼児期の学校教育・保育を一体的に提供できる仕組み(幼保一体化)を創ります。

- ☆幼稚園・保育所の両方の良さをあわせもつ「総合こども園」をつくります。(施設の一体化)
- ☆総合こども園、幼稚園、保育所のうち、どの施設を利用しても、同じく「こども園」を利用する子どもとして必要な財政支援をします。
- ☆市町村に窓口を一本化。国も内閣府に一本化。二重行政を解消します。

### ■小学校入学後も、子どもを預かる放課後児童クラブを充実します。

- ☆放課後児童クラブを充実し、保護者が帰宅するまでの子どもの安心して過ごせる場所をつくります。

・放課後児童クラブ 2012年度 83万人 → 2017年度末 129万人



■職員の専門性を高め、体制も強化します。  
☆こども園、放課後児童クラブを始め、保育・教育・子育て支援に携わる職員の専門性を高め、体制の強化をはかります。

■未来を担う子どもを社会全体で支えるため、子どものための予算を増やします。

- ◎ 全ての市町村が責任を持って、保護者など地域の方と一緒に、計画的に地域の子育て支援を充実します。
- ◎ 保護者が必要な支援を受けられるよう、市町村が利用者をしっかりサポートします。

# 子ども・子育て支援

- 待機児童の解消
- 質の高い幼児期の学校教育・保育の提供(幼保一体化)
- 地域の子育て支援の充実



より子どもを生み、  
育てやすく

## 【新システムの主な内容】

### ○ 質の高い幼児期の学校教育・保育の提供(幼保一体化)

- ・ 保育所と幼稚園の良さをあわせもつ施設(総合こども園)の創設、移行の促進
- ・ 小学校就学前の子どもに対する学校教育や保育の給付を一つに



### ○ 待機児童対策を強力に推進

- ・ こども園を中心に、小規模保育、保育ママなど多様な保育の充実により、質を保ちながら、保育を量的に拡大

	2012年度	2014年度末	2017年度末
3歳未満児の保育利用率	27%(86万人)	→35%(105万人)	→44%(122万人)
放課後児童クラブ	22%(83万人)	* →32%(111万人)	→40%(129万人)

( \* 2011年5月時点 )

### ○ 大都市部以外でも地域の保育を支援

- ・ 子どもの数が減少傾向にある地域でも、こども園に加え、保育ママなどの小規模な保育の活用などにより、子どもに必要な保育を提供(地域型保育給付の創設)

### ○ 家庭・地域の子育て支援を充実

- ・ 市町村が地域の声を聞きながら、子育ての相談や親子が交流する場、一時的に預かってもらえる場を増やすなど、子育て支援を充実

地域子育て支援拠点  
ファミリー・サポート  
センター事業

	2012年度	2014年度末～
	7,555カ所*	→10,000カ所
	637市町村	→950市町村

( \* 2011年度交付決定ベース )

※一体改革の充実策では、2017年度末までの量的拡充による所要額を見込んでいる。

# 子ども・子育て新システム関連3法案について

## 子ども・子育て支援法案

**趣旨：** すべての子どもに良質な成育環境を保障する等のため、子ども及び子育ての支援のための給付の創設並びにこれに必要な財源に関する包括的かつ一元的な制度の構築等の所要の措置を講ずる。

**概要：**

- (1) 総則  
(目的、基本理念、責務規定、定義規定)
- (2) 子ども・子育て支援給付
  - ◆子どものための現金給付(児童手当)
  - ◆子どものための教育・保育給付  
(支給認定、こども園給付、地域型保育給付)
- (3) 指定こども園及び指定地域型保育事業者  
(指定基準、責務、更新、取消、業務管理体制の整備、あっせん・要請・情報の報告・公表等)
- (4) 地域子ども・子育て支援事業
- (5) 子ども・子育て支援事業計画  
(国の基本指針、市町村指針、都道府県指針)
- (6) 費用等  
(国・地方の負担等)
- (7) 子ども・子育て会議等  
(会議の設置、組織、権限及び運営等)
- (8) 雑則
- (9) 罰則

## 総合こども園法案

**趣旨：** 小学校就学前の子どもに幼児期の学校教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を図る「総合こども園」に関し、その目的、設置、運営その他必要な事項を定める。

**概要：**

- (1) 総則 (目的、定義)
- (2) 総合こども園の教育及び保育の目標等  
(教育及び保育の目標及び内容、入園資格等)
- (3) 総合こども園の設置等  
(設置者、区分経理・配当制限、設備及び運営の基準、職員の資格、設置廃止等の手続き、指導監督等)
- (4) 雑則  
(名称の使用制限、経過措置、主務大臣等)
- (5) 罰則

## 関係整備法案

**趣旨：** 子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴い、関係法律の規定の整備等を行う。

**概要：**

- (1) 子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う所要の改正等  
(子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う児童福祉法等の改正、認定こども園法の廃止等)
- (2) 国の所管等に関する所要の改正

※内閣府設置法の改正

- ・ 子ども・子育て支援法及び総合こども園法に関する所掌規定
- ・ 子ども・子育て会議の設置等

※ **施行日：** 政令で定める日から施行(※)(恒久財源を得て早期に本格実施。具体的な期日については、税制抜本改革による消費税の引き上げの時期を踏まえるとともに、地方公共団体での円滑な実施に向けた準備に一定期間を要することも考慮して検討)  
※指定・認可の手続き等の準備行為は公布の日、子ども・子育て会議等は平成25年4月1日、待機児童解消のための先行的な事業は政令で定める日等から段階的に施行